

平成30年度から国民健康保険制度が変わります

これまで市町村単位で運営されていた国民健康保険制度(国保)は、制度改正により平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに共同で運営することになりました。
この『国保の都道府県単位化』にともない、次の点が変更になります。

平成30年8月から

○保険証の様式が変わります

被保険者証(保険証)に記載される事項が次のように変更されます。

「国民健康保険被保険者証」⇒「北海道国民健康保険被保険者証」
「資格取得年月日」⇒「適用開始年月日」 「保険者名 様似町」⇒「交付者名 様似町」

保険証以外の各種様式も同様に記載が変更になります。

なお、現在お持ちの保険証は、有効期限までそのまま使用いただけます。

また、都道府県単位になっても、保険証は市町村ごとに発行されるのはこれまでと変わりません。

○高齢受給者証が保険証と一体化されます

70歳以上の被保険者のかたには、保険証とは別に高齢受給者証が発行されていましたが、これらが統合されることになりました。8月からは医療機関窓口には保険証1枚で提示していただくことになります。

70歳未満

北海道 国民健康保険 被保険者証	有効期限 交付年月日 適用開始年月日	平成XX年XX月XX日 平成XX年XX月XX日 平成XX年XX月XX日
記号 XXXXXXXXXXXX 番号 XXXXXXXXXXXX		
氏名 XXXXXXXXXXXX		
生年月日 平成XX年XX月XX日 性別 X		
世帯主名 XXXXXXXXXXXX		
住所 XXXXXXXXXXXX		
保険者番号 [X][X][X][X][X][X]		
交付者名 XXXXXXXXXXXX		
		印

70歳以上

北海道 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 交付年月日 適用開始年月日 発効期日 一部負担金の割合2割(特例措置により1割)	平成XX年XX月XX日 平成XX年XX月XX日 平成XX年XX月XX日 平成XX年XX月XX日
記号 XXXXXXXXXXXX 番号 XXXXXXXXXXXX		
氏名 XXXXXXXXXXXX		
生年月日 平成XX年XX月XX日 性別 X		
世帯主名 XXXXXXXXXXXX		
住所 XXXXXXXXXXXX		
保険者番号 [X][X][X][X][X][X]		
交付者名 XXXXXXXXXXXX		
		印

平成30年4月から

○葬祭費の金額が3万円になります

被保険者のかたが亡くなった際には、葬祭費として1万円を給付していましたが、4月1日分から支給額を3万円に引き上げます。

○高額療養費の多数回該当が道内で通算されます

多数回該当とは、高額療養費に該当する月が過去12か月以内に4回以上あった場合に、4回目以降の自己負担限度額が低くなる制度です。

高額療養費の該当回数のカウントは、これまで市町村ごとに行われていましたが、4月からは道内で転居した場合でも回数を引き継がれることになります。